

# 体罰によらない子育て

担当 子育て政策課

☎046(2522)8026  
FAX046(2522)5080

4月から、児童福祉法等の改正法が施行され、親などが子どもに対して「しつけ」と称して体罰を加えてはならないこととされました。

## こんなことしていませんか？

これらは全て「体罰」です。

- 何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった。

## 子どもの気持ち・考えに耳を傾けましょう

子どもは相手に自分の考えや気持ちを受け止めてもらうことで、大切にされていると感じ、落ち着きが出てきます。子どもに問い掛けや相談をしながら、一緒にどうしたらよいかを考えましょう。

子育てを頑張るのはとても大変なことです。子育て

の大変さを保護者だけで抱えるのではなく、小さなことでも困ったことがあれば、子育ての相談窓口へご相談ください。

## 子育てに関する連絡・相談先

子ども政策課 ☎046(2522)8026  
52) 8026 (平日午前8時30分～午後5時15分)

ネウボラざまりん(子育て世代包括支援センター)  
☎046(2522)7776 (平日午前8時30分～午後5時15分)

厚木児童相談所 ☎046(224)1111 (平日午前8時30分～午後5時15分)

子ども・家庭110番 ☎0466(84)7000 (午前9時～午後8時)

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(24時間受付) かながわ子ども家庭110番相談LINE

※下图の2次元バーコードをご利用ください。



# 台風などの風水害に備えて

担当 危機管理課

☎046(2522)7395  
FAX046(2522)7773

夏から秋にかけては、突発的な大雨や台風などの風水害が多く発生する季節です。市内では、相模川・鳩川・目久尻川の洪水や、崖崩れなどが想定されます。風水害に対する準備をしましょう。

## 風水害への日常の備え

雨水の排水の障害や倒木を防ぐため、普段から側溝の清掃や庭木などの管理を行いましょう。

## 持ち出し品の準備

◆充電機の準備はできているか  
近年の携帯電話・スマートフォン等の普及により、避難所では充電の問題が多く発生しています。携帯電話やスマートフォンは通話だけでなく、情報収集にも使われます。あらかじめ充電の準備をしておきましょう。

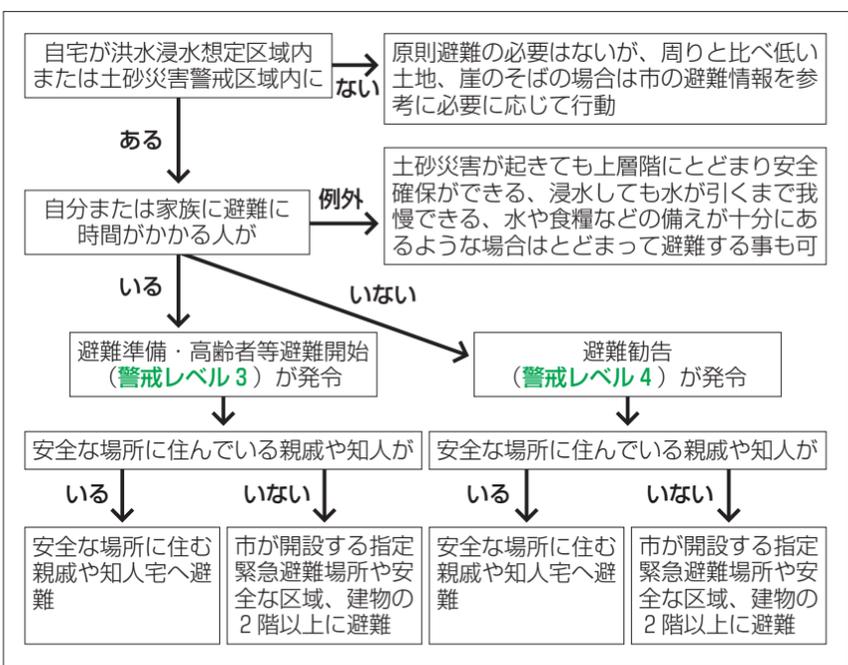
◆感染症予防の準備を忘れないか  
避難所での新型コロナウイルスなどの感染症を防ぐため、マスク、消毒液、体温計などの準備をしておきましょう。

## 大雨が降ってきたら

テレビ、ラジオ、インターネットなどからの情報を確認しましょう。

風水害の時に市から発令する避難情報は、次の区域

ている方  
△土砂災害の恐れがある時  
＝土砂災害警戒区域内に居住している方  
各区域の詳細は、市防災対策総合ガイドまたは市ホームページで確認するか、担当へお問い合わせください。



## 災害関連情報の入手

◆いさまメール(座間市緊急情報「いさまメール」)  
避難先、地震や風水害などの緊急情報を配信いたします。登録は次のURL(www.anshin-bousai.net/zama)または下图の2次元バーコードをご利用ください。



- 登録費用 無料(通信料などは利用者負担)
- 登録方法 スマートフォン

## ◆県央相模川サミット水害対策ポータルページ

相模川に隣接する6市町村では、市境にお住まいの方などに適切な情報を提供するための広域連携に取り組んでおり、次のURLでは各市のハザードマップ(浸水想定区域)へのリンク、

## 避難所と指定緊急避難場所

大雨・避難情報を提供するメールマガジンのリンクを掲載していますので、ご利用ください。県央相模川サミット水害関連ポータルページ(www.city.zamakana) 図の2次元バーコードをご利用ください。



## 避難施設と感染症

避難所など、市が設置する避難施設は、密接・密集・密閉の状態が想定されます。過去の災害でも、避難所で感染症が多く発生しています。市では、避難施設の環境整備に努めています。新型コロナウイルス感染症が収束していない現在、災害時の避難先として、安全な場所に住む親戚や知人宅への避難についても想定し、備えましょう。

### 避難所と指定緊急避難場所

名称	避難所	指定緊急避難場所
どんな場所か	被災によって自宅に居住できなくなった方が一定期間生活する場所	迫りくる災害から命を守るために一時的に避難する場所
いつ利用するか	自宅が被災し、居住できなくなったとき	避難情報や自己判断で避難したとき
飲食物の提供支援	あり	なし
ペット持ち込み	可(衛生面などに配慮することが条件)	不可(短時間の開設で早期に通常利用するため)
組織	避難所運営委員会※	なし